

芦屋市立図書館設置条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行												
<p>(<u>駐車場の設置及び使用料</u>)</p> <p>第7条 (省略)</p> <p>2 駐車場の使用料の額は、<u>次の表のとおりとする。ただし、図書館、芦屋市立美術博物館又は芦屋市谷崎潤一郎記念館の利用者は、最初の60分以内は無料とする。</u></p> <table border="1" data-bbox="197 687 1124 1075"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="197 687 1124 735">使用料区分</th> </tr> <tr> <th data-bbox="197 735 730 783"></th> <th data-bbox="730 735 1124 783">使用料区分</th> </tr> <tr> <th data-bbox="197 783 730 930">図書館の開館日</th> <th data-bbox="730 783 1124 930">午後8時から翌日の午前8時まで</th> </tr> <tr> <td data-bbox="197 930 730 978">30分までごとに100円</td> <td data-bbox="730 930 1124 978">60分までごとに100円。ただし、1,000円の範囲内で規則で定める額を上限とする。</td> </tr> <tr> <th data-bbox="197 978 730 1075">図書館の休館日</th> <th data-bbox="730 978 1124 1075">午後8時から翌日の午前8時までの間の利用については、1,500円の範囲内で規則で定める額を上限とする。</th> </tr> <tr> <td data-bbox="197 1075 730 1123">30分までごとに100円</td> <td data-bbox="730 1075 1124 1123">60分までごとに100円</td> </tr> </thead> </table> <p>3 (省略)</p> <p>(図書館協議会)</p> <p>第8条 図書館に、図書館法(昭和25年法律第118号)第14条及び第16条の規定に基づき、芦屋市立図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。</p> <p>2~4 (省略)</p>	使用料区分			使用料区分	図書館の開館日	午後8時から翌日の午前8時まで	30分までごとに100円	60分までごとに100円。ただし、1,000円の範囲内で規則で定める額を上限とする。	図書館の休館日	午後8時から翌日の午前8時までの間の利用については、1,500円の範囲内で規則で定める額を上限とする。	30分までごとに100円	60分までごとに100円	<p>(駐車場)</p> <p>第7条 (省略)</p> <p>2 駐車場の使用料の額は、<u>駐車時間が1時間以内は無料とし、1時間を超えるときは、30分までごとに100円とする。</u></p> <p>3 (省略)</p> <p>(図書館協議会)</p> <p>第8条 図書館に、図書館法第14条及び第16条の規定に基づき、芦屋市立図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。</p> <p>2~4 (省略)</p>
使用料区分													
	使用料区分												
図書館の開館日	午後8時から翌日の午前8時まで												
30分までごとに100円	60分までごとに100円。ただし、1,000円の範囲内で規則で定める額を上限とする。												
図書館の休館日	午後8時から翌日の午前8時までの間の利用については、1,500円の範囲内で規則で定める額を上限とする。												
30分までごとに100円	60分までごとに100円												

芦屋市立美術博物館条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行												
<p>(駐車場の設置及び使用料)</p> <p>第10条 (省略)</p> <p>2 駐車場の供用日は、<u>1月1日から12月31日までとし、供用時間は、午前0時から午後12時までとする。ただし、教育委員会は、特に必要と認めるときは、これらを変更することができる。</u></p> <p>3 駐車場の使用料の額は、<u>次の表のとおりとする。ただし、美術博物館、芦屋市立図書館又は芦屋市谷崎潤一郎記念館の利用者は、最初の60分以内は無料とする。</u></p>	<p>(駐車場の使用料)</p> <p>第10条 (省略)</p> <p>2 駐車場の使用料の額は、<u>駐車時間が1時間以内は無料とし、1時間を超えるときは、30分までごとに100円とする。</u></p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="188 754 349 801"></th> <th colspan="2" data-bbox="349 754 1135 801">使用料区分</th> </tr> <tr> <th data-bbox="188 801 349 847"></th> <th data-bbox="349 801 734 847">午前8時から午後8時まで</th> <th data-bbox="734 801 1135 847">午後8時から翌日の午前8時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="188 847 349 1002">美術博物館 の開館日</td> <td data-bbox="349 847 734 1002">30分までごとに100円</td> <td data-bbox="734 847 1135 1002">60分までごとに100円。ただし、<u>1,000円の範囲内で規則で定める額を上限とする。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="188 1002 349 1145">美術博物館 の休館日</td> <td data-bbox="349 1002 734 1145">30分までごとに100円</td> <td data-bbox="734 1002 1135 1145">60分までごとに100円 午前8時から翌日の午前8時までの間の利用については、<u>1,500円の範囲内で規則で定める額を上限とする。</u></td> </tr> </tbody> </table>		使用料区分			午前8時から午後8時まで	午後8時から翌日の午前8時まで	美術博物館 の開館日	30分までごとに100円	60分までごとに100円。ただし、 <u>1,000円の範囲内で規則で定める額を上限とする。</u>	美術博物館 の休館日	30分までごとに100円	60分までごとに100円 午前8時から翌日の午前8時までの間の利用については、 <u>1,500円の範囲内で規則で定める額を上限とする。</u>	
	使用料区分												
	午前8時から午後8時まで	午後8時から翌日の午前8時まで											
美術博物館 の開館日	30分までごとに100円	60分までごとに100円。ただし、 <u>1,000円の範囲内で規則で定める額を上限とする。</u>											
美術博物館 の休館日	30分までごとに100円	60分までごとに100円 午前8時から翌日の午前8時までの間の利用については、 <u>1,500円の範囲内で規則で定める額を上限とする。</u>											
<p>(観覧料等の免除)</p> <p>第11条 (省略)</p> <p>2 前項の規定は、<u>前条第1項の利用料金について準用する。この場合において、前項中「教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより」とあるのは、「指定管理者は、教育委員会が定めた基準に該当するときその他</u></p>	<p>(観覧料等の免除)</p> <p>第11条 (省略)</p> <p>2 前項の規定は、<u>第10条の2第1項の利用料金について準用する。この場合において、前項中「教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより」とあるのは、「指定管理者は、教育委員会が定めた基準に該当するときそ</u></p>												

改正案	現 行
<p>教育委員会の承認を得たときは」と読み替えるものとする。</p> <p>(管理の代行等)</p> <p>第12条の2 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 第1項の規定により、美術博物館の管理を指定管理者に行わせる場合の第4条の2第3項、<u>第6条から第8条まで及び第10条第2項</u>の規定の適用については、第4条の2第3項及び第10条第2項中「教育委員会は、特に必要と認めるときは」とあるのは「指定管理者は、あらかじめ教育委員会の承認を得て」と、第6条から第8条まで中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。</p>	<p>の他教育委員会の承認を得たときは」と読み替えるものとする。</p> <p>(管理の代行等)</p> <p>第12条の2 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 第1項の規定により、美術博物館の管理を指定管理者に行わせる場合の第4条の2第3項及び<u>第6条から第8条までの規定</u>の適用については、第4条の2第3項中「教育委員会は、特に必要と認めるときは」とあるのは「指定管理者は、あらかじめ教育委員会の承認を得て」と、第6条から第8条まで中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。</p>

芦屋市民会館条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行																				
<p>(<u>駐車場の設置及び使用料</u>)</p> <p>第7条の3 会館に<u>駐車場</u>を設置する。</p> <p>2 駐車場の使用料の額は、<u>次の表のとおりとする。ただし、芦屋市民センター運営条例（昭和50年芦屋市条例第8号）第2条各号に規定する施設の利用者は、最初の60分以内は無料とする。</u></p>	<p>(<u>駐車場使用料</u>)</p> <p>第7条の3 会館に、<u>駐車場</u>を設置する。</p> <p>2 駐車場の使用料の額は、<u>駐車時間が1時間以内は無料とし、1時間を超えるときは、30分までごとに100円とする。</u></p>																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="188 608 1133 654">使用料区分</th> </tr> <tr> <th data-bbox="188 654 741 702"></th> <th data-bbox="741 654 1133 702">使用料区分</th> </tr> <tr> <th data-bbox="188 702 741 750"></th> <th data-bbox="741 702 1133 750">午前8時から午後9時まで</th> </tr> <tr> <th data-bbox="188 750 741 853">会館の開館日</th> <th data-bbox="741 750 1133 853">午後9時から翌日の午前8時まで</th> </tr> <tr> <td data-bbox="188 853 741 901">30分までごとに100円</td> <td data-bbox="741 853 1133 901">60分までごとに100円。ただし、</td> </tr> <tr> <td data-bbox="188 901 741 999"></td> <td data-bbox="741 901 1133 999">1,000円の範囲内で規則で定める額を上限とする。</td> </tr> <tr> <th data-bbox="188 999 741 1046">会館の休館日</th> <th data-bbox="741 999 1133 1046">60分までごとに100円</th> </tr> <tr> <td data-bbox="188 1046 741 1094">30分までごとに100円</td> <td data-bbox="741 1046 1133 1094">60分までごとに100円</td> </tr> <tr> <th data-bbox="188 1094 741 1158"></th> <th data-bbox="741 1094 1133 1158">午前8時から翌日の午前8時までの間の利用については、1,500</th> </tr> <tr> <td data-bbox="188 1158 741 1206"></td> <td data-bbox="741 1158 1133 1206">円の範囲内で規則で定める額を上限とする。</td> </tr> </thead></table>	使用料区分			使用料区分		午前8時から午後9時まで	会館の開館日	午後9時から翌日の午前8時まで	30分までごとに100円	60分までごとに100円。ただし、		1,000円の範囲内で規則で定める額を上限とする。	会館の休館日	60分までごとに100円	30分までごとに100円	60分までごとに100円		午前8時から翌日の午前8時までの間の利用については、1,500		円の範囲内で規則で定める額を上限とする。	
使用料区分																					
	使用料区分																				
	午前8時から午後9時まで																				
会館の開館日	午後9時から翌日の午前8時まで																				
30分までごとに100円	60分までごとに100円。ただし、																				
	1,000円の範囲内で規則で定める額を上限とする。																				
会館の休館日	60分までごとに100円																				
30分までごとに100円	60分までごとに100円																				
	午前8時から翌日の午前8時までの間の利用については、1,500																				
	円の範囲内で規則で定める額を上限とする。																				
<p>(目的外使用)</p> <p>第14条 (省略)</p> <p>2 市長において必要と認めるときは、<u>前項</u>の利用者から保証金を納付させることができる。</p> <p>(補則)</p> <p>第15条 (省略)</p>	<p>(目的外使用)</p> <p>第14条 (省略)</p> <p>2 市長において必要と認めるときは、<u>第1項</u>の利用者から保証金を納付させることができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第15条 (省略)</p>																				

芦屋市都市公園条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

73-5

改正案				現 行			
別表第2 (第9条関係) 有料公園施設				別表第2 (第9条関係) 有料公園施設			
都市公園名		施設の名称		都市公園名		施設の名称	
芦屋公園		(省略)		芦屋公園		(省略)	
朝日ヶ丘公園		水泳プール及び駐車場		朝日ヶ丘公園		水泳プール	
川西運動場～南緑地		(省略)		川西運動場～南緑地		(省略)	
別表第3 (第9条の3関係) 供用日時				別表第3 (第9条の3関係) 供用日時			
名称		供用日	供用時間	名称		供用日	供用時間
朝日ヶ丘公園	水泳プール	(省略)		朝日ヶ丘公園	水泳プール	(省略)	
	駐車場	1月1日から 12月31日まで	午前0時から午後12時まで				
海浜公園	水泳プール	(省略)		海浜公園	水泳プール	(省略)	
	温水プール					温水プール	
	駐車場	1月1日から 12月31日まで	午前0時から午後12時まで		駐車場	1月5日から 12月26日まで	午前8時45分から午後9時30分まで。ただし、日曜日及び祝日法による休日に当たるとき、及び7月1日から8月31日までは、午前8時45分から午後6時30分までとする。
川西運動場	(省略)			川西運動場	(省略)		
東浜公園, 西浜公園	(省略)			東浜公園, 西浜公園	(省略)		
芦屋中央公園	野球場	(省略)		芦屋中央公園	野球場	(省略)	
	芝生広場				芝生広場		

改正案				現行			
	駐車場	1月1日から12月31日まで	午前0時から午後12時まで		駐車場	1月5日から12月27日まで	午前6時30分から午後9時30分まで
芦屋市総合公園	(省略)			芦屋市総合公園	(省略)		
芦屋公園	庭球場	1月5日から12月27日まで	(省略)	芦屋公園	庭球場	1月5日から12月27日まで	(省略)
	芦屋公園				芦屋公園		
	会議室				会議室		
	駐車場	1月1日から12月31日まで	午前0時から午後12時まで		駐車場		午前8時30分から午後9時30分まで
南緑地	(省略)			南緑地	(省略)		
別表第4（第10条関係）				別表第4（第10条関係）			
1 公園施設を設ける場合				1 公園施設を設ける場合			
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">(表省略)</div>				<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">(表省略)</div>			
2 公園施設を管理する場合				2 公園施設を管理する場合			
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">(表省略)</div>				<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">(表省略)</div>			
3 有料公園施設を利用する場合				3 有料公園施設を利用する場合			
施設の種類	使用区分	使用料	超過料金	施設の種類	使用区分	使用料	超過料金
川西運動場	(省略)			川西運動場	(省略)		
朝日ヶ丘公園	水泳プール	(省略)		朝日ヶ丘公園	水泳プール	(省略)	
	駐車場	一般	30分までごとに100円（水泳プールの利用者限り、最初の30分以内は無料）とする。ただし、午前8時から翌日の午前8時までの間の利用については、1,000円の範囲内で規則で定める額を上限とする。				

改正案				現 行			
海浜公園	水泳プ ール	(省略)		海浜公園	水泳プ ール	(省略)	
	温 水 プ ー ル	駐車場	一般		30分までごとに100円（水泳プール及び温水プールの利用者に限り、最初の30分以内は無料）とする。ただし、午前8時から翌日の午前8時までの間の利用については、1,000円の範囲内で規則で定める額を上限とする。	駐車場	一般
東浜公園, 西浜公園	(省略)			東浜公園, 西浜公園	(省略)		
芦屋中央 公園	野球場, 芝生広 場	(省略)		芦屋中央 公園	野球場, 芝生広 場	(省略)	
	駐車場	一般	30分までごとに100円（最初の30分以内は無料）とする。ただし、午前8時から翌日の午前8時までの間の利用については、1,000円の範囲内で規則で定める額を上限とする。		駐車場	一般	駐車時間が30分以内は無料とし、30分を超えるときは、30分までごとに100円とする。
芦屋市総 合公園	(省略)			芦屋市総 合公園	(省略)		
芦屋公園	庭球場	(省略)		芦屋公園	庭球場	(省略)	
	芦屋公 園会 議 室	駐車場	一般		30分までごとに100円（庭球場又は芦屋公園会議室の利用者に限り、最初の30分以内は無料）とする。ただし、午前8時から翌日の午前8時までの間の利用については、1,000円の範囲内	駐車場	一般

改正案				現 行			
			で規則で定める額を上限とする。				
南緑地	(省略)			南緑地	(省略)		
備考 (省略)				備考 (省略)			
4 有料公園施設の附属設備を利用する場合				4 有料公園施設の附属設備を利用する場合			
(表省略)				(表省略)			
5 都市公園を占用する場合				5 都市公園を占用する場合			
(表省略)				(表省略)			
6 都市公園において行為をする場合				6 都市公園において行為をする場合			
(表省略)				(表省略)			



芦屋市立図書館設置条例施行規則等で定める内容

- (1) 図書館，美術博物館及び市民会館の駐車場使用料の上限額
  - ア 開館日の午後 8 時（市民会館は，午後 9 時）から翌日の午前 8 時までの間の利用については，800 円を上限とする。
  - イ 休館日の午前 8 時から翌日の午前 8 時までの間の利用については，1,000 円を上限とする。
  
- (2) 朝日ヶ丘公園，海浜公園，芦屋中央公園及び芦屋公園の駐車場使用料の上限額  
午前 8 時から翌日の午前 8 時までの間の利用については，800 円を上限とする。